

医療廃棄物処理に関する手引き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。具体的には、廃棄物処理の許可業者に依頼し、処理することが原則です。

医療廃棄物の適正処理と収集作業の安全確保のため、区内の医療関係機関（病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、動物診療施設）には、医療廃棄物の処理に関する届出をお願いしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 医療関係機関が中野区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合の条件

区が処理（収集・運搬）する廃棄物は一般廃棄物が原則ですが、常時使用する従業員が20人以下または1日の平均ごみ排出量が50kg未満の場合には、区に処理を依頼することができます。処理を区に依頼する場合は、事前に医療廃棄物処理届出書の提出が必要になります。

2 医療関係機関の廃棄物の区分

1日の平均ごみ排出量は、年間（見込み）発生量÷365日で算出します。

(1) 一般廃棄物（紙くず、厨芥、木くず、繊維くず等）

非医療廃棄物	医療行為以外の事業活動に伴い生じるもの （紙くず、厨芥、茶殻、割りばし等） ①区へ依頼する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg] ②業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg]
非感染性廃棄物	医療行為に伴い生じるもので、感染を生じるおそれのないもの （血液や体液が付着していない脱脂綿、ガーゼ、包帯等） ③区へ依頼する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg] ④業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg]
感染性廃棄物	感染性廃棄物を施設内で高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、溶解、その他滅菌等の処理を行い、非感染性廃棄物になるもの （脱脂綿、ガーゼ、包帯、採尿用の紙コップなど） ⑤区へ依頼する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg] ⑥業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg] 医療行為に伴い生じるもので感染を生じるおそれのあるもの ※区への依頼は不可 （組織、血液や体液が付着している脱脂綿、ガーゼ、包帯等） ⑦業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷365日＝[kg]

(2) 産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず等）

非医療廃棄物	医療行為以外の事業活動に伴い生じるもの （弁当ガラ、ボールペン等） ⑧区へ依頼する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷ 365日 = [kg] ⑨業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷ 365日 = [kg]
非感染性廃棄物	医療行為に伴い生じるもので感染を生じるおそれのないもの ※区への依頼は不可 （輸液点滴セット、ビニールチューブ、注射器等） ⑩業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷ 365日 = [kg]
感染性廃棄物	医療行為に伴い生じるもので感染を生じるおそれのあるもの ※区への依頼は不可 （血液、体液、血液製剤、注射針、メス、実験・検査等に使用した試験管、シャーレ、 血液等が付着した実験・手術用手袋、汚染物が付着した廃プラスチック類など） ⑪業者委託する場合の1日の平均ごみ排出量 年間発生量（ kg）÷ 365日 = [kg]

(1)の①③⑤と(2)の⑧の1日の平均ごみ排出量が50kg以上になると区への依頼はできません。

3 感染性廃棄物処理について

感染性一般廃棄物は、医療廃棄物取扱の許可を受けている「一般廃棄物収集運搬・処分業者」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者」に処理を委託してください。

感染性産業廃棄物は、「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者」に処理を委託してください。

感染性廃棄物の判断基準については、環境省環境再生・資源循環局作成「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を参照してください（令和5年5月改訂版は環境省ホームページ内に掲載されています <https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>）。

主な判断基準は、以下のとおりになっております。

- (1) 医療機関から排出される廃棄物は「形状」「排出場所」「感染症の種類」の観点から感染性の該否について判断できますが、その観点で判断できないものについては、専門知識を有するもの（医師、歯科医師、獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とします。
- (2) 非感染性の廃棄物であっても、医療器材としての注射針、メス、ガラス製品の破損したものなど、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとします。
- (3) ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋、リネン類等）についても感染性廃棄物と同等の取扱いとします。

4 区に処理を依頼する廃棄物の排出方法

(1) 区が収集・運搬できる廃棄物は、非医療一般廃棄物及び非感染性一般廃棄物（非感染性化した廃棄物を含む）です。

(2) 事業所から排出される古紙（新聞・雑誌・ダンボール）は、区での回収はしていません。古紙

業者等に回収を依頼してください。

- (3) 事業系ごみは全て有料です。コンビニや清掃事務所で販売する中野区事業系有料ごみ処理券を貼付してください。

中野区事業系有料ごみ処理券容量別料金表

券種（容量）	1セット	1枚あたり
10リットル （1セット10枚）	870円	87円
20リットル （1セット10枚）	1,740円	174円
45リットル （1セット10枚）	3,910円	391円
70リットル （1セット5枚）	3,045円	609円

清掃事務所で購入の際は、現金のみの取り扱いになりますのでご注意ください。

- (4) 非感染性廃棄物を排出する場合は、識別票の貼付をお願いします。識別票は、自作のものでも構いません。作成の際は、次のものを参考にしてください。

非感染性廃棄物	滅菌処理済
医療機関名	医療機関名
管理責任者	管理責任者
排出年月日	排出年月日

識別票は、横70mm以上、縦50mm以上で作成し、非感染性廃棄物については緑色の地、滅菌処理済については青色の地としてください。

- (5) 飲料用のびん・缶・ペットボトルは、種類ごとに袋に入れ、中野区事業系有料ごみ処理券を貼付して、区が設置するびん・缶用のコンテナおよびペットボトル用のネットの横に出してください
- (6) 中野区の排出ルールに違反する行為を行った医療関係機関に対しては、処理をお断りする場合がありますのでご注意ください。また、滅菌設備の確認等をさせていただく場合もありますのでご了承ください。
- (7) ごみ収集・資源回収の曜日は、地域ごとに異なります。中野区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/gomi/syusyuyobi/index.html>

- (8) 廃棄物の発生を抑制し、再利用・再資源化に取り組むとともに、廃棄物の適正な処理に努めるようお願いします。

【参考】在宅医療について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、厚生労働省通知により一般廃棄物として取り扱う旨が周知されています。

ごみ集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力をお願いします。

- (1) 医師が在宅医療において使用した注射針等の鋭利な物は、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。なお、医師以外が使用した注射針等の鋭利な物も患者・家族が医療機関等へ持ち込むことになっています。
- (2) (1)以外の在宅医療廃棄物は、収集作業の安全性を確保するため、中野区の資源とごみの分け方・出し方のルールで排出していただくことになっています。

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物には、次のような例があります。

燃やすごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、点滴バック、注射器、CAPDバック及び付属のチューブ類、薬の梱包材等
陶器・ガラス ・金属ごみ	薬のあきびん、金属製血圧計等 (水銀血圧計及び水銀体温計は、清掃事務所にお問い合わせください)

資源とごみの分け方・出し方は、中野区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/gomi/dashikata/leaflet.html>

- (3) 家庭から排出される廃棄物について次のとおりお願いしています。

- ① CAPDバック等については、中の残存物を適正に処理し、空にして排出すること。
- ② 脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出すること。
- ③ 紙おむつについては、汚物を取り除いて排出すること。
- ④ 在宅医療廃棄物は資源としないで廃棄物として処理すること。プラスチック製品であっても資源プラスチックに混ぜないこと。
- ⑤ 在宅医療で使用した注射針は、中野区薬剤師会の各調剤薬局の回収を利用すること。なお、回収用の容器は、注射針を販売する際にお渡ししています。

【問合せ先】一般社団法人 中野区薬剤師会 TEL：03-5330-8934

中野区清掃事務所

〒165-0024 中野区松が丘1-6-3

TEL：03-3387-5353 FAX：03-3387-5389

E-mail:seiso@city.tokyo-nakano.lg.jp

産業廃棄物についてのお問い合わせは、
東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
TEL：03-5388-3586 へお願いします。